

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量

(平成二十二年三月三十一日)

(／経済産業省／環境省／告示第三号)

改正 平成二四年 三月三〇日／経済産業省／環境省／告示第 五号

同 二六年 三月三一日同 第 二号

令和 三年 三月二五日同 第 三号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成十八年／内閣府、総務省、法務省、／外務省、財務省、文部科学省、／厚生労働省、農林水産省、経済産業省、／国土交通省、環境省／令第二号)第一条第五号の規定に基づき、国内認証排出削減量を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。

- 一 平成二十年十月二十一日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
- 二 オフセット・クレジット制度(国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量(温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。)の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)において認証をされた温室効果ガスの量
- 三 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度(国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組(再生可能エネルギー源(永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。以下本号において同じ。))を活用するものに限る。)により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際

に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)において認証をされた二酸化炭素の量

四 J-クレジット制度(国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成二十五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)をいう。)において認証をされた温室効果ガスの量

五 前四号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、当該認証をした当該量の取得及び保有を適切に管理し、当該量の移転を可能とする場合にあっては当該移転を適切に管理する制度(認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わらないものに限る。)であって環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証をされた温室効果ガスの量

改正文 (平成二四年三月三〇日/経済産業省/環境省/告示第五号) 抄
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年三月三十一日/経済産業省/環境省/告示第二号) 抄
平成二十六年四月一日から適用する。

改正文 (令和三年三月二五日/経済産業省/環境省/告示第三号) 抄
令和三年四月一日から適用する。